

富山県看護学生修学資金について

1 制度の概要

将来富山県内で看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）として働こうとする看護学生を対象に、修学資金を貸与する制度です。（実施元：富山県）

富山県内の指定施設で一定期間看護職員として働いた場合、返還が一部免除になります。

2 対象者

看護職員の免許を取得後、富山県内の施設等で看護業務に従事しようとする者

富山県立大学優先枠：30名

富山県立大学の学生は、30名まで、世帯の年間収入等の基準に関わらず、優先して採用される枠があります。

※ 日本学生支援機構奨学金とも併用できます。

3 貸与月額・貸与期間

区分	貸与月額	貸与期間
学部・博士前期課程・専攻科	36,000 円	貸与開始の年月から卒業するまでの期間

※ 辞退・退学した場合や、学業成績が著しく不良である場合等には、貸与が取り消されます。

※ 休学または留年した場合は、その期間の貸与は停止します。

4 奨学金の返還、返還免除について

卒業後の進路に応じて、返還割合が異なります。

(1) 一部返還免除となる場合

卒業後、1年以内に看護職員の免許を取得し、引き続き、返還免除対象施設等において看護職員として働いた場合、貸与を受けた期間に相当する期間内で貸与総額の一部（A）を返還し、看護職員として働いた期間が5年間に達したとき、残り（B）の返還が免除されます。

返還免除対象施設等 （富山県内）	返還割合 （A）	免除割合 （B）
400床以上の病院	貸与総額の 2/3	貸与総額の 1/3
200床以上 400床未満の病院	貸与総額の 1/2	貸与総額の 1/2
200床未満の病院、その他指定施設※	貸与総額の 1/4	貸与総額の 3/4

※ その他指定施設については、募集要領等でご確認ください。

(2) 全額返還が必要な場合

- 卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得できなかったとき
（原則、卒業した月において、看護職員の資格試験に合格しなかった場合）
- 免許を取得した後、引き続き①に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しなかったとき
- 貸与を取り消されたとき

5 手続き

- 申請書類は、富山キャンパスの学生掲示板にて配布します。
（掲示板の場所：富山キャンパス教育棟1階中央階段下・研究棟1階講義室前）
- 申し込みを希望する学生は、掲示板から申請書類を取得し、必要書類を揃えて以下の期限までに富山キャンパス事務部へ提出してください。

申請受付期限 4月16日(木) 17:15 まで【期限厳守】

上記期限までに、必要書類を富山キャンパス事務部 教務学生課窓口
に提出してください。

◎期限を過ぎた場合は一切受け付けませんので、ご注意ください。